







仲間たちと共に

1993年に支援費制度が、1996年に自立支援法が施行され、障がいのある仲間たちがヘルパーを利用して外出をする「ぴぼっと」も障がいのある仲間たちと出かけ、共に余暇を楽しむ取り組みをしています。「ぴぼっと」だけでなく、仲間たちの余暇支援をしている事業所も増えてきています。休日に町を歩けば、障がいのある仲間たちとヘルパーを見かけることが多くなってきました。

すの人も使いやすい所にお金の投入口が付き、至る所でだれもが使いやすいトイレができるようになってきました。障がいのある仲間たちだけでなく、だれもが住みやすい街に変わってきているような気がします。

今年も仲間たちが過ごしやすくなった地域の中で、自分らしい生活を創っていきけるよう支援をしていきたいと思いをします。

(管理者 神谷 友之)

TEL 613-1306  
FAX 746-0873



安心して暮らせる地域作りを

障害を持った方が地域で「生活する」ということは、お困りごとを1つ解決するだけではなく、ご本人やその周りの環境など、いろんな事柄から成り立っているのだなあ、と日々実感しています。食事のこと、生活のこと、仕事のこと、余暇のこと...など、日常が細切れではなく、全てつながっていることを改めて確認しています。

変わります。ご本人が望む生活を一緒に考え、それを実現するお手伝いをしていきます。また、南区内にも、相談支援事業所がいくつかできるので、そのみなさんとも協力し、相談がより身近なものになり、安心して暮らせる地域づくりをめざしていきたいと思いをします。

(林 美樹)

TEL 613-1307  
FAX 746-0870

社会館バザーへのたくさんのご来場

ありがとうございました

届けたいこの想いを東北へ

♡2011 社会館バザー♡

今年のバザーは東日本震災復興支援を大きな柱にして11月23日に盛大に行なわれました。中央舞台では東北活動支援報告や東日本震災復興応援歌「♪だいじょうぶ」(アイノオンプス)の歌声が会場に響きわたりました。また、当日は天候が心配されましたが、たくさんの方が参加してください、どこのお店も大盛況でした。

収益 763,657円

今回の収益は、主に社会館がかかわる震災復興支援活動のために、一部を赤十字、ユニセフの寄附に使わせていただきます。地域の皆さん、保護者の皆さんのご理解、ご協力ありがとうございました。

21世紀キリスト教社会福祉実践会議第8回大会

テーマ 東日本大震災を受けて 改めて今を生きる人々に寄り添う  
—キリスト教社会福祉実践とは—

とき 2012年2月18日(土) 10:00~16:30

ところ 日本福音ルーテル東京教会(新宿区大久保)

内容 基調講演「キリスト教社会福祉の原点をたずねて」

講師: 森 一弘氏(21世紀キリスト教社会福祉実践会議代表)

パネルディスカッション

参加費 一般 2,000円 学生 1,000円

\*参加費は、東日本大震災復興支援の寄付となります。

東日本大震災によせて 第7回天白川展

時と場所

2012年 2月24日(金) 25日(土) 26日(日) 名古屋市営地下鉄原駅ギャラリー  
3月3日(土) 4日(日) 南区「アーチ柴田」(柴田本通りバス停前)  
3月8日(木) 9日(金) 10日(土) 日進市にぎわい交流館  
\*いずれも開設時間は 10:00~17:00

展示作品募集中(2012年2月10日まで) 天白川にちなんだ絵画・写真など  
10日(土) 16:00から「東日本大震災を語り継ぐ市民の集い」開催予定

震災による被災で愛知県に避難された方の  
ふるさと交流会 In Nissin が開催されました

10月29日(土)晴天の下、愛知牧場を会場に、県外避難されて愛知県下にお住まいの20世帯62名の方と、受け入れボランティア80数名によって、盛大に開催されました。日進市長も駆けつけて激励。パーベキュー、名物のソフトクリームに舌鼓をうち、子どもたちは、学生ボランティアと牧場内で楽しくあそび、大人は、南山教会の集会所にてゆっくりと語り合いの時をもちました。教会婦人会の皆さんが手作りゼリーとコーヒーで歓待下さいました。

今回のとりくみは、YMCA、YWCA、AHIなどの関係団体と、地元日進とその近郊の市民グループの皆さん、ワイズメンズクラブなどと幅広く実行委員会を組んで行われました。

いつふるさとに帰れるのか、その目処も一向にみえないという厳しい状況が続く避難者の皆さんが、同じ立場の方同士、このように膝を交えてじっくり話し合える場合は、今後必要なことなのだと改めて痛感しました。

社会館としては、多くの志を同じく方々とともに、今後も県外避難者の交流会を続けていきます。



苦情申し出の窓口

苦情の申し出窓口は、各事業所掲示板等に掲示しています。苦情受付者は主任、解決者は事業所長が基本です。

法人への苦情は、  
本部事務局  
612-3370  
へお願いします。

また、法人職員ではなく、第三者の立場として苦情を受け、より良い解決へと導く立場の者として、第三者委員を選任しています。

第三者委員は、  
加藤 考一 613-2718  
小林 冴子 611-0401

編集後記

日本全国が沈黙した昨年。何をできなかった人も、何かしたくてできなかった人も、「充実した一年」だったと振り返る2012年になる

一つひとつの施設や事業に関する利用者さん、職員みんながそう思えるように、社会館の働きも歩みを止めず創造していきたい。(A.S)